

■保険料の支払い方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- 「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、支払いする方に適用されます。
(年金からの支払いの場合、支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

■保険証が新しくなります(桃色→橙色)

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は令和2年7月31日までです。
- ・紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民生活課国民健康保険係まで申し出ください。

新しい保険証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年7月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
保険期間	平成20年4月1日
保険料の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります(水色→黄緑色)

現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○高齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
保険期間	〇〇年8月1日
適用区分	区分Ⅱ
高齢入給標準額	〇〇年8月1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

■限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(水色→黄緑色)

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度証は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
保険期間	〇〇年8月1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)